

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、地域の皆さまをはじめ、当社グループのすべてのステークホルダーへの責任を果たし、その信頼獲得を通じて企業価値を継続的に向上させることを経営方針としております。従いまして、グループ全体のコーポレート・ガバナンス強化に取り組み、経営の効率性・的確性・透明性を高めていくことが、極めて重要な課題と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使及び招集通知の英訳について】

当社は、海外株主の構成比及び推移等を踏まえ、議決権の電子行使を可能とする議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳等は行っておりませんが、今後の株主構成比の推移等により、適宜必要に応じた対応を行ってまいります。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準等について】

社外取締役の独立性については、名古屋証券取引所の定める独立性基準に合致していることを前提とし、当社と人的関係、資本的關係、取引関係その他の特別の利害関係がなく、また取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役として選定しております。

【補充原則4-10-1 任意の独立した諮問委員会の設置について】

当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会は設置しておりませんが、重要な事項に関しては、事前の説明や個別に協議の場を設けるなどして、独立社外取締役から適切な関与・助言を得られるようにしており、社外取締役や社外監査役の出席する取締役会において、十分な審議を行っております。

独立社外取締役は3名、社外監査役は2名（うち独立社外監査役1名）で、取締役会等においては活発な議論がなされており、公正かつ透明性の高い体制が整っていると考えておりますが、ガバナンス体制の強化については、引き続き検討をしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式について】

当社は、政策保有株式については、取引先企業との関係強化などを通じて、企業価値の向上を図ることを目的として保有しております。個別銘柄ごとに、定期的に、常勤役員等による会議などで取引関係や保有の経済合理性などを確認し、保有の方針などについて検討を行っており、保有の合理性等が認められない場合には、考慮すべき事情などを総合的に勘案した上で、原則として縮減をしていく方針です。個別銘柄ごとの保有目的につきましては、取締役会にて審議の上、有価証券報告書の「株式の保有状況」にて開示しております。

また、議決権につきましては、各議案について当社の保有目的に合致する内容であるかなどを検討した結果に基づいて行使しております。

【原則1-7 関連当事者取引について】

当社は、関連当事者取引に係るグループ方針（基準）を策定しており、これに基づき当社グループ全ての役員に対して、年2回、関連当事者取引に係る調査確認を実施しております。関連当事者取引に該当する可能性のある取引については個別検討を行い、取引内容、金額の把握、及び重要性等の検討を行い、関連当事者取引の認識及び必要な開示手続を行っております。なお、取引に当たっては、監査役による監査、助言・勧告など必要な措置を実施しており、取締役会で当該取引についての審議・承認を行い、実施状況の報告を受けております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとして機能発揮】

当社はグループ全体で確定拠出年金制度を採用し、従業員が自己責任で会社拠出部分の掛金も含めて運用しており、企業年金の積立金の運用は行っておりません。なお、委託先の運用機関からは、従業員に対して定期的に啓発用資料の交付や講習等が実施されており、従業員が適切な運用が行えるように委託先運用機関に対する管理監督を行っております。

【原則3-1 情報開示の充実について】

(1) 経営理念、経営戦略、経営計画等について

当社は、グループ各社の発展、成長を図るため、基本方針や具体的な推進事項を策定し、ATG代表者会議等の場を通して共有化し徹底しております。グループ各社は、それらも踏まえつつ、各社の実情に即した経営計画等を策定して事業活動等を展開しております。持株会社としての当社がグループ全体のガバナンス機能を担い、各事業会社はそれぞれの事業に専念し、(株)ATビジネスがグループの管理業務機能を担うといった「三位一体」の体制により、グループとしての力を最大限に発揮して、厳しい経営環境の中でも持続的に発展・成長し、企業価値の更なる向上を実現していくことをグループ経営の基本戦略として取り組んでおります。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針について

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3) 経営陣幹部、取締役・監査役および執行役員候補の報酬決定、選解任・指名等について

経営陣幹部の報酬につきましては、業績面、管理面など総合的に勘案して人事評価手続に基づいて決定しております。取締役および執行役員の報酬につきましては、企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブとして十分に機能するよう、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。基本報酬は、月例の固定報酬のみとし、地位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしています。当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長山口真史が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の地位および担当部門の業績等を踏まえて行うことであります。なお、取締役の報酬総額につきましては、株主総会の決議の範囲内となっております。

経営陣幹部の個々の選解任につきましては、人事評価に基づいて、常勤役員会での審議、承認により選解任しております。取締役および執行役員候補の個々の指名につきましては、資質、経験や問題解決能力、求められる知見の有無など総合的に勘案して、代表者において、社外役員やグループ各社のトップなどとの協議等を踏まえて決定しております。監査役候補の個々の指名につきましては、当社の定める「監査役監査基準」の中の「監査役候補者の選定基準」等に基づき、代表者において、監査役などとの協議等を踏まえて決定しております。

なお、社外取締役・社外監査役の個々の指名理由につきましては、本報告書「の1. 機関構成・組織運営等に係る事項」に記載しておりますが、客観的かつ中立の立場から、経営への助言及び経営監督機能を十分発揮でき、かつ、当社と人的関係、資本的关系、取引関係その他の特別の利害関係がない人物を選定しております。

【補充原則4-1-1 取締役会が判断・決定する範囲の概要】

当社は、「取締役会規則」において、取締役会の目的、並びに取締役に、財務、株式及び社債、その他重要事項に関するものなど、取締役会で決定すべき事項等について定めており、それ以外の事項については、その他諸規程に基づき、常勤役員会、各種委員会及び各取締役に権限を委任しております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体の知識等のバランス・多様性及び取締役選任に関する方針・手続について】

当社取締役会は、「取締役会規則」のもと、取締役14名で構成されており、うち5名が常勤取締役にあり、少数精鋭による経営環境の変化への迅速かつ柔軟な対応を可能とする体制としております。さらにグループ外企業出身の取締役に選任することや、主要子会社の業務執行権限を持ち、かつ、経営に係る知識・経験・能力等を有する非常勤取締役に参画する体制とすることで、グループ全体の知見・能力等のバランスや多様性等が保たれるよう図っております。なお、取締役の選任に係る方針・手続等については、原則3-1に記載の通りです。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況について】

当社の取締役・監査役の重要な兼職の状況につきましては、「株主総会招集ご通知」の参考書類、「事業報告」及び「有価証券報告書」の「役員の状況」等において、毎年開示しております。いずれも取締役・監査役に求められる役割の遂行にあたり、合理的な範囲での兼任状況であると考えております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性に係る分析・評価について】

取締役は、ATG代表者会議などの各種会議の場で、取締役会の内容や運営方法等について適宜意見を述べ、常勤監査役は常勤役員会をはじめ重要な会議に出席して会社の課題などを把握した上で取締役会に出席しており、また、必要に応じて外部会計監査人等の意見も聴取するなどして、取締役会の実効性について評価を行っております。

監査役会は4人中2人が社外監査役にあり、取締役も3名の社外取締役に選任されており、監督機能やガバナンス機能は確保されていると考えております。

取締役会においては、社外取締役・社外監査役が活発な発言のできる環境が整備されており、議案に関する意見、助言をいただくほか、取締役会の運営等についても意見、助言をいただいております。

以上から、取締役会の実効性は確保されているものと判断しておりますが、引き続き、更なる実効性の向上に向けて取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針について】

当社取締役・監査役は、当社及びグループ各社の経営及び監査に係る必要な知識の習得や研鑽に努めるため、また、上場会社の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、新任取締役・監査役研修をはじめとした日本監査役協会主催の研修会、及び各担当領域に係る社外セミナー等に参加しているほか、コンプライアンス研修など社内においても適宜、研修会等を実施しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に対する方針について】

当社は、株主との建設的な対話を促進するための取り組みに関して、株主との対話等を通じた企業価値向上のため、「IR推進室」の設置及び当該部門の担当取締役に指定しており、社内の関係部門と適宜連携しながら、株主との面談や問い合わせ等への対応を行っております。また、当社ウェブサイトにおきましても、「決算短信」をはじめとした各種開示書類や「ビジネスレポート」など、IR関連情報や資料等の公表を行っているほか、これら情報開示に当たっては、関連法令を遵守するとともに、内部情報の管理に係る社内規程を定め、インサイダー情報等の漏洩防止を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
名古屋友豊(株)	2,973,440	8.85
東京海上日動火災保険(株)	2,168,167	6.46
三井住友海上火災保険(株)	1,793,203	5.34
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	1,793,203	5.34
ATGグループ社員持株会	1,293,043	3.85
(株)三菱UFJ銀行	1,200,000	3.57
ピービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズ ストック フアンド(プリンシパル オールセクター サポートフォリオ)(常任代理人(株)三菱UFJ銀行)	1,076,100	3.20
ジェービー モルガン チェース バンク 380684(常任代理人(株)みずほ銀行決済営業部)	1,023,100	3.05
山口 真史	1,021,232	3.04
ピービーエイチ フィデリティ ビューリタン フィデリティ シリーズ イントリニシク オポチュニティズ フアンド(常任代理人(株)三菱UFJ銀行)	906,000	2.70

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

割合につきましては、自己株式を控除して算出しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社や上場子会社を有しておらず、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	24 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川上 博	他の会社の出身者											
古角 保	他の会社の出身者											
石井 克政	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川上 博	○	――	川上 博氏は、グローバルな企業の経営に携われ、幅広い経験と高い識見を有しており、社外取締役として独立的な立場から当社の経営にこれまでの経験・知見をいかしていただけると判断しました。 名古屋証券取引所が規定する独立役員の基準を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断したため、独立役員として指定いたしました。

古角 保	○	——	古角 保氏は、金融機関における長年の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を、社外取締役として独立的な立場から当社の経営にこれまでの経験・知見をいかしていただけると判断しました。 名古屋証券取引所が規定する独立役員の基準を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断したため、独立役員として指定いたしました。
石井 克政	○	——	石井 克政氏は、グローバルな企業の経営に携われ、幅広い経験と高い見識を有しており、社外取締役として独立的な立場から当社の経営にこれまでの経験・知見をいかしていただけると判断しました。 名古屋証券取引所が規定する独立役員の基準を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断したため、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査部及びグループ各社の内部監査部門と適宜情報交換を行うとともに、必要に応じて監査・監督のための指示を行い、当該指示事項についての報告を受けております。また、常勤監査役は、会計監査人と随時状況確認や意見・情報交換等を行い、会計監査人による監査計画及び監査結果の報告を定期的に受けております。

会計監査人は、監査役への監査計画及び監査結果の報告と合わせ、期中においても随時、監査部及び常勤監査役との間で現状確認や意見・情報交換等を行い、それぞれの独立性を維持しつつ、相互に連携して監査の実効性を高めております。

当社は内部監査を行う部門として監査部を設置し、25名体制でグループ全体に係る内部監査体制の強化に取り組んでおります。監査部は、当社の監査・監督を行うとともに、グループ各社の内部監査部門と連携してグループ各社の監査・指導を行い、グループ全体の「財務報告に係る内部統制の評価」を実施しております。

内部監査、監査役監査及び会計監査につきましては、上述のとおり期中に適宜現状確認、意見・情報交換等を行うことで、それぞれの独立性を維持しつつ、相互に連携して監査の実効性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
奥村 哲司	他の会社の出身者													
小川 薫	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
奥村 哲司		_____	奥村哲司氏は、弁護士としての専門的な知見を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に尽力していただけるものと判断しました。2007年12月から当社顧問弁護士でありましたが、2016年3月31日付で顧問契約を終了しており、顧問契約金額は僅少であるため、社外監査役の独立性に影響を及ぼすものではありません。
小川 薫	○	_____	小川 薫氏は、公認会計士としての専門的な知見を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に尽力していただけるものと判断しました。2001年度から2005年度の間に、同氏が在籍していた監査法人の指定社員業務執行役員として当社の会計監査人を務めた期間がありますが、その職務に携わらなくなって10年以上経過しており、社外監査役の独立性に影響を及ぼすものではありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役としての経営に対する貢献は、特定の領域に偏らず、全てのステークホルダーの満足度を高め、短期的ではなく中長期的に安定した企業の成長に取り組み、寄与していくことと考えております。従いまして、インセンティブ付与に関する施策は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取 締 役 14名 168百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示[3-1 情報開示の充実について](3)経営陣幹部、取締役・監査役および執行役員候補の報酬決定、選解任・指名等について に記載のとおりです。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポート体制といたしましては、取締役会の議事内容の事前説明、重要な会議などの議事内容の報告・説明など十分な情報提供ができる体制を整えております。

社外監査役のサポート体制といたしましては、監査役室、監査部、グループ各社の内部監査部門によるサポート体制のほか、常勤監査役による常勤役員会をはじめとした重要な会議への出席、各種議事録、決裁書類等の重要な文書の閲覧、内部監査・CSR監査及び会計監査人監査への立会い実施など実効的な監査を行うことができる体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は、取締役14名(うち社外取締役3名)で構成されており、代表取締役社長 山口真史を議長として、うち5名(山口真史、山本大志、福和良夫、森田 貢、武内 優)を当社常勤取締役として選任し、少数精鋭による経営環境の変化への迅速かつ柔軟な対応を可能とする体制としております。さらにグループ外企業出身の取締役を選任することや主要子会社の業務執行権限を併せ持ち、かつ経営に係る知識・経験・能力等を有する非常勤取締役が参画し助言を行う体制とすることで、取締役会全体の知見・能力等のバランスや多様性の確保を図っているほか、当社及びグループ各社は、取締役の任期を1年とし、取締役の経営責任と役割の明確化及びガバナンス体制の強化等に取り組んでおります。

取締役会は、法令、定款及び取締役会規則に基づき、当社及び企業集団としての経営に関する案件等の審議、承認を行う機関として開催しております。また、当社は、常勤取締役・執行役員および参与により構成される常勤役員会を月1回開催し、迅速な意思決定に努めるとともに、グループ全体の発展・成長を図るため、設備投資をはじめグループ各社の経営上の重要案件について事前の審議等を実施するほか、基本方針や具体的な推進事項等を策定しております。また、当社主管のもと、グループ各社代表者により構成される「ATG代表者会議」(代表取締役社長 山口真史を議長とし、構成員は、社外取締役を除く当社取締役、常勤監査役および執行役員のほか、加納幹夫、倉田育彦、木脇徹一郎、西尾正、加藤文昭)を定期開催し、グループ各社の業務執行状況や財政状態・経営成績等を把握するとともに、グループ戦略や方針、グループ全体に関わる重要事項の共有・討議・決定、情報交換等を実施しております。

各監査役は、監査の方針・職務の分担等に従って監査を行い、監査役会規則に基づき審議、報告、決議等を行うとともに、取締役会の意思決定過程や取締役の業務執行状況等の監査・監督において、適宜、意見表明を行うほか、常勤監査役は、常勤役員会をはじめ重要な会議等への出席や、グループ各社の監査役との定期的な会合や連携を通じて、監査役監査の実効性を高めております。

会計監査人は、監査役への監査計画及び監査結果の報告と合わせ、期中においても随時、監査部及び常勤監査役との間で現状確認や意見・情報交換等を行い、それぞれの独立性を維持しつつ、相互に連携して監査の実効性を高めております。

当社は、社外取締役及び監査役全員との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しております。

なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額であり、また、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のコーポレート・ガバナンスの実現・確保に十分資するものと判断し、当該ガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会においては招集通知の早期発送に努めるとともに、発送日前に自社ホームページへ掲載し、また、名古屋証券取引所のウェブサイトに掲載しております。
その他	株主総会招集通知の自社ホームページへの掲載

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	https://www.at-group.jp	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR推進室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ステークホルダーに対する責任を積極的に果たすべく、「コンプライアンス」、「環境対応」及び「社会貢献活動」の3点をCSR活動の中心に定め、行動指針「ATグループ企業行動憲章」を策定しており、これに基づき、グループ各社は「CSR基本方針」等の策定・運用を行っております。また、その推進のため、当社CSR推進部が中心となり、グループのガバナンス体制の強化に取り組んでいるほか、グループ全体の「環境マネジメントシステム」の整備・運用のため、当社CSR推進部内にEMS推進課を設置するとともに、「ATグループ環境基本方針」を策定し、その推進を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社及びグループ各社の業務が、法令及び定款に適合し、かつ、効率的に執行されることが、ステークホルダーに対する責任を果たし、企業価値を向上させていく上で極めて重要な経営課題であると認識しております。

こうした認識のもと、監査役は、取締役の業務執行状況等の厳正かつ客観的な監査・監督を行い、内部監査部門等や会計監査人との連携を図っているほか、当社は、グループ全体で実効性のある内部監査体制を整備するとともに、グループ各社の業務執行状況や業務に関する情報の管理・伝達、及びリスク等の管理把握に努めております。また、認識された課題への対応に当たっては、グループ各社との連携を促進し、グループ全体のCSR体制の推進や社内規程等に基づくコンプライアンスの徹底、内部通報制度の運用、効率的な業務執行体制の整備及び財務報告の信頼性向上を図るなど、内部統制環境の強化に取り組んでおります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ各社は、代表者による「反社会的勢力排除に関する宣言」を行うとともに「反社会的勢力排除に関する基本方針」を制定し、反社会的勢力排除にグループ全体で取り組んでおります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、今後も純粋持株会社体制のもとで、上記のような内部統制システムに関する体制の整備、強化のため、必要な規程類の整備や、内部統制システムを運用していくための組織体制、運用状況をモニタリングし改善していくための体制などの整備をグループ全体として進めてまいります。

2020年6月25日 現在

